

コラム

行政ADRの強みと特色を活かした実践例

公害等調整委員会事務局

1 はじめに

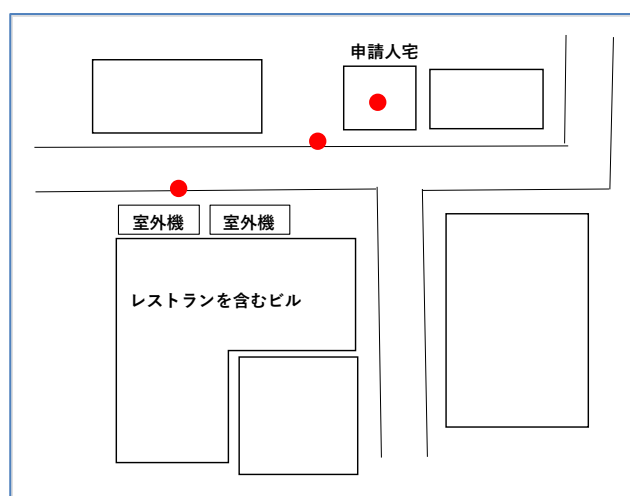
公害紛争処理制度は、公害紛争について、事案に応じた適正妥当な解決を目指す行政ADRです。市町村等の公害苦情処理では申立人が納得できない事案や、裁判所の手続では、合意による解決が困難な事案であったとしても、この制度を利用することにより、当事者双方が納得

のいく形で解決できるケースも見られます。今回は、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）において、最終的に調停成立に至った具体的なケースを素材に、公害紛争処理制度の強みと特色をご紹介します（実際の事実関係よりも簡略化しています。）。

2 事件の概要と手続の経過

この事件は、アパートの住民が隣接するレストランの屋外に設置された室外機の稼働音により苦痛を受けたとして、レストランを運営する会社に対して損害賠償を求めた責任裁定の事件です（図1参照）。

図1 現地周辺の状況



申請以前に行われた市町村等による騒音測定では、規制基準を超過していることが判明し、市町村等から被申請人に対して、改善勧告が行われましたが、被申請人側はそれに従わず、何らの対応も行われませんでした。これ以上市町村等による公害苦情処理では、申請人が納得する見込みがなかったため、公調委に責任裁定の申請がされました。当初は、公調委から被申請人に対し、書面の提出や手続への参加を促す事務連絡を送付しましたが、全く反応がありませんでした。それでも申請人が手続を進めることを希望したため、公調委事務局において、申請人や市町村等の職員に対してヒアリングを行ったり、必要な資料の提出を求めたりするとともに、現地調査の準備を進めました。

現地調査では、被申請人側からの参加の予定はなかったものの、現地にいたレストランの従業員から事情を聞くことができました。また、専門委員や自治体職員の立会いの下で、レスト

ラン側敷地境界（室外機の前）、アパート側敷地境界及び申請人宅内の3か所（図1の赤丸の地点）に騒音計を設置し、稼働中の室外機の騒音測定を実施しました。その結果、レストラン側敷地境界では規制基準を超過する騒音が測定されたものの、申請人宅内では、健康に影響を及ぼすレベルの騒音は測定されませんでした。

この結果を調査報告書にまとめ、当事者双方に送付したところ、ようやく被申請人と連絡が取れるようになり、公調委事務局によるウェブによる当事者ヒアリングを複数回実施して解決の機運が高まったため、裁定事件を職権で調停に付しました。調停期日では、被申請人から

室外機をより防音効果の高いものに交換するという提案があり、それをベースに調停委員会が調停案を双方に提示し調整することとなりましたが、申請人が被申請人に対して調停案以上の対応を求めたため、調停委員において、敷地境界で規制基準は超過するものの、申請人宅内で健康に影響を及ぼすレベルの騒音は測定されておらず、受忍限度を超えているとはいえない旨の説明をし、調停案に納得をしていただきました。

最終的には図2の調停条項のとおり、調停成立に至りました。

図2 調停条項

- 1 申請人と被申請人は、レストランが所在する地域に適用される規制基準が以下のとおりであること（記載は省略）を相互に確認する。被申請人は、同基準を遵守するよう努める。
- 2 被申請人は、申請人に対し、レストランの営業に係る騒音について、地方公共団体から行政指導（勧告を含む。）を受けた場合には、これに従うことを約束する。
- 3 被申請人は、申請人に対し、令和〇年〇月末日までに、室外機及びそれに関連する設備機器を交換することを約束する。
- 4 申請人と被申請人は、公調委が地方公共団体に対し、本調停条項の内容及び調停成立の事実を知らせることを了解する。
- 5 被申請人は、第3項のとおり室外機等を交換した場合には、速やかに公調委及び地方公共団体に対し、その旨を通知する。
- 6 申請人と被申請人は、申請人と被申請人との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認し、今後、互いに、平穏に生活し、業務を継続することができるよう、他方当事者へ配慮することを約束する。
- 7 裁定手続費用及び調停手続費用は各自の負担とする。

3 公害紛争処理制度の強みと特色

この事件では、当事者双方が納得いく形で解決することができましたが、その主な理由としては、次の4つの公害紛争処理制度の強みと特色を活かしたことが挙げられます。

1点目は、**職権による手続の進行**です。公害紛争処理制度も、準司法手続である以上、当事者の責任で手続を進めることが原則ですが、他方で、妥当な解決を図るために職権主義も取り入れられております。この事件では、公調委において、自ら必要な資料を収集し、職権調査を実施したほか、被申請人に対して繰り返し手続に関与するよう求めました。その結果、当事者双方に代理人が付いていない中で、当事者の負担を重くすることなく、最終的に妥当な解決に至っております。

2点目は、**専門的知見の活用**です。公調委や公害審査会では、各公害分野に精通した調停委員や専門委員候補者がおり、様々な公害紛争に関して専門的・科学的知見を活用して、解明力（解像度）の高い解決を図ることができます。本件でも、専門委員の立会いの下、騒音測定を実施し、それに基づいて心証を固めることができた結果、調停期日において、調停委員から当事者に対して本件の見通しを説得的に説明することができました。

3点目は、**地方公共団体などの関係機関との連携**です。公調委や公害審査会では、公害苦情

の相談窓口である市町村等の職員と連携して手続を進めることが珍しくありません。この事件では、手続の初期段階から市町村等の職員へのヒアリングの機会を設けたほか、現地調査にも立ち会ってもらいました。また、調停条項の中で、地方公共団体による行政指導等に従う、室外機を交換したことを地方公共団体に連絡するなどの条項を設けております。市町村等の職員と協力することにより、手続を円滑に進めることができただけでなく、その後のフォローアップにもシームレスにつなげることができました。

最後の点としては、**ウェブ会議等のITの積極的な活用**です。この事件を含め最近の公調委におけるヒアリングや期日のほとんどはウェブ会議の方法により実施されています。期日等に参加するためにわざわざ官公庁まで訪れる必要がなくなり、当事者の利便性が向上したほか、手続の迅速化にもつながっています。本件でも、ウェブ会議の活用により、当初、手続への参加に消極的であった被申請人の参加を促すことにつながったものと考えています。

以上のように公害紛争処理の手続では、公害紛争について、他の紛争解決機関にはない強みと特色を活かし、適正妥当な解決を図っています。

図3 申請から調停成立に至るまでのイメージ

